

分類1 氏名	分類2 氏名	分類3 氏名	様式上の表記 氏名	様式名 火薬庫承継届	関係条文1 火薬類取締法第12条の2第2項	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1 施行規則第14条の2で別表5を使用する旨記載	根拠2	根拠3	根拠4
			氏名(ふりがな)	保安統括者職務範囲変更届	深海底鉱山保安規則 鉱山保安法 第26条第2項							
			氏名(名称及び代表者の氏名)	石油パイプライン事故詳細	石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令 石油パイプライン事業法 第10条第1項				第二条 2 この法律において「石油パイプライン」とは、石油輸送(導管及びその他の工作物による石油の輸送をいう。以下同じ)を行なう施設の総体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港湾区域及び臨港地区内に設置される石油荷役施設及び船舶給油施設、飛行場内に設置される航空機給油施設その他の政令で定める施設であるものを除く)をいう。	第五条 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 二 石油パイプラインに属する導管及びその他の工作物並びにこれらの附属設備であつて、石油パイプライン事業の用に供するもの(以下「事業用施設」という)に関する次の事項	省令第10条に報告する旨記載	
		代表者の氏名	代表者の氏名	第一種貯蔵所承継届書	高圧ガス保安法第17条第2項				施行規則第24条に様式第8による届出をする旨記載	第十六条 容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所(第一種貯蔵所)という)		
			代表者の氏名	営業廃止届出書	割賦販売法第26条第1項				第十二条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 名称 二 本店その他の営業所及び代理店の名称及び所在地 三 資本又は出資の額及び役員の名 四 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類	施行規則第12条に様式第8による届出書を提出する旨記載		
			報告者・氏名又は名称及び代表者の氏名	株式(持分)の取得・金銭の貸付け・社債の取得報告書	対内直接投資等に関する命令 外国為替及び外国貿易法 第7条				施行規則第7条第1号 当該届出に係る株式、持分若しくは社債の取得又は金銭の貸付けの行為をしたときは別紙様式第19			
		保安統括者氏名	保安統括者氏名	捨石(鉱石)沈殿物集積場等再集積等届 施設再使用届	鉱山保安規則 鉱山保安法 第88条第2項 深海底鉱山保安規則 鉱山保安法 第68条第2項				第十四条 保安統括者は、保安に関する事項を管理する。 第十二条の二 鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、鉱山において、保安統括者を選任しなければならない。 2 前項の保安統括者は、当該鉱山において鉱業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。			
		公害防止管理者氏名	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)氏名	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)選任、死亡・解任届出書	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項(第3条第3項前段準用)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項(第3条第3項後段準用)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第6条第2項(第3条第3項前段準用)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第6条第2項(第3条第3項後段準用)	第四条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、特定工場において次に掲げる業務を管理する者(以下「公害防止管理者」という)を選任しなければならない。	第六条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう者(以下「代理者」という)を選任しなければならない。	施行規則第7条に様式第2による届出書によつて行うこと記載	
		公害防止主任管理者氏名	公害防止主任管理者(公害防止主任管理者の代理者)氏名	公害防止主任管理者(公害防止主任管理者の代理者)選任、死亡・解任届出書	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項(第3条第3項前段準用)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項(第3条第3項後段準用)			第五条 公害防止管理者を指揮する者(以下「公害防止主任管理者」という)を選任しなければならない。	第六条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう者(以下「代理者」という)を選任しなければならない。	施行規則第9条に様式第3による届出書を提出する旨記載	
		公害防止統括者氏名	公害防止統括者(公害防止統括者の代理者)氏名	公害防止統括者(公害防止統括者の代理者)選任、死亡・解任届出書	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項前段	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項後段			第三条 特定工場を設置している者(以下「特定事業者」という)は、主務省令で定めるところにより、当該特定工場に係る公害防止に関する次に掲げる業務を統括管理する者(以下「公害防止統括者」という)を選任しなければならない。	第六条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう者(以下「代理者」という)を選任しなければならない。	施行規則第4条 法第3条第3項による届出は、様式第1による届出書によつてしなければならない。	

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4
		鉱業権者氏名	鉱業権者氏名または名称	鉱業代理人選任届	鉱業法施行規則第31条第2項				第五条 この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域(以下「鉱区」といふ)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。	第十七条 日本国民又は日本国法人でなければ、鉱業権者となることができない。	第二十一条 2 前項の規定による出願をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、引受時刻証明の取扱とした第一種郵便物により、左に掲げる事項を記載した願書に区域図を添えて、経済産業局長に提出しなければならない。 一 出願の区域の所在地 二 出願の区域の面積 三 目的とする鉱物の名称 四 氏名又は名称及び住所	
				鉱業代理人変更届	鉱業法施行規則第31条第2項				第五条 この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域(以下「鉱区」といふ)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。	第十七条 日本国民又は日本国法人でなければ、鉱業権者となることができない。	第二十一条 2 前項の規定による出願をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、引受時刻証明の取扱とした第一種郵便物により、左に掲げる事項を記載した願書に区域図を添えて、経済産業局長に提出しなければならない。 一 出願の区域の所在地 二 出願の区域の面積 三 目的とする鉱物の名称 四 氏名又は名称及び住所	
		鉱業代理人氏名	鉱業代理人 住所および氏名	鉱業代理人代理権消滅届	鉱業法施行規則第31条第2項				第五条 この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域(以下「鉱区」といふ)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。	第三十一条 鉱業権者は、鉱業の実施に関し、法およびこれに基づき命令の規定により鉱業権者が行なうべき手続その他の行為を委任するため、委任の範囲を明らかにして鉱業代理人を選任することができる。 2 鉱業代理人の選任もしくは変更またはその代理権の消滅は、鉱業権者が様式第二十三もしくは様式第二十四または様式第二十五による届書を経済産業局長に提出しなければ、その効力を生じない。		
				鉱業代理人選任届	鉱業法施行規則第31条第2項				第五条 この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域(以下「鉱区」といふ)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。	第三十一条 鉱業権者は、鉱業の実施に関し、法およびこれに基づき命令の規定により鉱業権者が行なうべき手続その他の行為を委任するため、委任の範囲を明らかにして鉱業代理人を選任することができる。 2 鉱業代理人の選任もしくは変更またはその代理権の消滅は、鉱業権者が様式第二十三もしくは様式第二十四または様式第二十五による届書を経済産業局長に提出しなければ、その効力を生じない。		
		氏名又は名称	氏名又は名称	石油製品販売報告書	石油業法第21条				施行規則 第十四条 法第十三条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 氏名または名称および法人にあつては、その代表者の氏名 二 主たる事務所の名称および所在地 三 事業所の名称および所在地 四 販売しようとする石油製品の種類 五 元売業者および主たる仕入先 六 主たる販売施設の概要 七 事業開始予定時期	施行規則第14条報告書を提出する旨記載		
		氏名又は名称及び住所並びに	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	第1種特定化学物質製造設備の構造等変更許可申請書	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第10条第1項				第六条 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 事業所の所在地 三 第一種特定化学物質の名称 四 製造設備の構造及び能力	施行規則第3条に様式第2を使用する旨記載		

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4
		相手方氏名	ガスを供給する事業の場合は供給の相手方・氏名又は名称	準用事業開始(廃止)届出書	ガス事業法第39条の14第2項(破石法 第48条第2項準用)				第四十一条 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の区分に従い、次の事項を経済産業大臣に届け出ることができる。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の型式の区分 三 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所)			
		清算人氏名	協業組合・商工組合・商工組合連合会を代表する清算人の氏名	解散届出書	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項(組合法 第62条第2項準用)	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項(組合法 第62条第2項準用)			第八条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 商工組合にあつては、商工組合 二 商工組合連合会にあつては、商工組合連合会	第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下この章において「組合」という。)は、法人とする。 2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	第五条の三 協業組合は、法人とする。 2 協業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	施行規則第3条に、様式第4を使用する旨記載
		被承継人の氏名	被承継人の氏名または名称および住所	事業承継届出書	工業用水道事業法第8条第2項				第四条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した届出書又は申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 二 給水区域 三 給水能力 四 水源の種類及び取水地点	施行規則 第六条 法第八條第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。		
		被相続人の氏名	被相続人の氏名	石油精製業相続届出書	石油業法第9条第2項				第九条 石油精製業の全部の譲渡があり、又は石油精製業者について相続若しくは合併があつたときは、石油精製業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、石油精製業者の地位を承継する。	施行規則第9条に様式第5を使用する旨記載		
		品質管理者の氏名	品質管理者の氏名	品質管理者選任(解任)届出書	揮発油等の品質の確保等に関する法律第14条第2項後段				施行規則第12条に様式第9を使用する旨記載			
		理事氏名	輸出 輸入組合を代表する理事氏名	(組合解散の届出)	輸出入取引法第19条第1項(組合法 第62条第2項準用)				第八条 輸出組合は、法人とする。	第十条 輸出組合は、その名称中に「輸出組合」という文字を用いなければならない。	第十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名簿及び住所その他必要な事項を記載した書面を提出し、経済産業大臣に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。 一 定款 二 事業計画書及び収支予算書 三 役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面 四 組合員たるべき者の氏名又は名称、住所及び組合員に出席をさせる輸出組合(以下「出席輸出組合」という。)又は組合員に出席をさせる輸入組合(以下「出席輸入組合」という。)を設立する場合の申請にあつては、組合員たるべき者の引き受けようとする出資口数を記載した書面 五 創立総会の議事録の謄本	

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4
			商工組合・商工組合連合会を代表する理事の氏名	組合員(会員)異動報告書	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条				第八条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 商工組合にあつては、商工組合 二 商工組合連合会にあつては、商工組合連合会	第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下この章において「組合」といふ)は、法人とする。 2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	第五条の三 協業組合は、法人とする。 2 協業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。 第五条の四 協業組合は、その名称中に協業組合と いふ文字を用いなければならない。	施行規則第27条に、様式第26を使用する旨記載
			組合員氏名	新加入組合員(会員)氏名又は名称	組合員(会員)異動報告書	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条			第八条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 商工組合にあつては、商工組合 二 商工組合連合会にあつては、商工組合連合会	第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下この章において「組合」といふ)は、法人とする。 2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	第五条の三 協業組合は、法人とする。 2 協業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	施行規則第27条に、様式第26を使用する旨記載
			保安技術者氏名	選任(解任)した保安技術者-氏名及び生年月日	保安技術者選任(解任)届出書	石油パイプライン事業法第28条第2項前段、石油パイプライン事業法第28条第2項後段			省令 第四条 法第二十八条第一項の規定による保安技術者の選任は、次の各号に掲げる事業場ごとに行なうものとする。 一 石油ターミナル(傳管の経路において導管内の圧力を増加させるための送油用圧送機およびその附属設備のみが設置されている石油ターミナルを除く) 二 前号に掲げるもののほか、石油パイプラインの系統を管理する事業場	省令 第五条 法第二十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第四の保安技術者選任(解任)届出書を主務大臣に提出しなければならない。		
			ガス主任技術者氏名	選任したガス主任技術者-氏名及び生年月日	ガス主任技術者選任又は解任届出書	ガス事業法第31条第2項前段 ガス事業法第31条第2項後段			施行規則 第三十五条 法第三十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十七のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。この場合において、その者が第三十三条様式第二十七の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経験を有することを証する書類を添付しなければならない。			
			相続人氏名	相続人-氏名	石油精製業相続届出書	石油業法第9条第2項			第九条 石油精製業の全部の譲渡しがあり、又は石油精製業者について相続若しくは合併があつたときは、石油精製業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、石油精製業者の地位を承継する。	施行規則第9条に様式第5を使用する旨記載		
員	組合員		新加入組合員(会員)中小企業者でなくなった組合員	組合員(会員)異動報告書	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条				第八条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 商工組合にあつては、商工組合 二 商工組合連合会にあつては、商工組合連合会	第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下この章において「組合」といふ)は、法人とする。 2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	第五条の三 協業組合は、法人とする。 2 協業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	施行規則第27条に、様式第26を使用する旨記載
名	元売者名		(元売者名及び主たる仕入先)	石油製品販売業開始届出書	石油業法第13条前段				施行規則 第十四条 法第十三条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 氏名または名称および法人にあつては、その代表者の氏名 二 主たる事務所の名称および所在地 三 事業所の名称および所在地 四 販売しようとする石油製品の種類 五 元売者名および主たる仕入先 六 主たる販売施設の概要 七 事業開始予定時期 2 法第十三条前段の規定による届出は、販売の事業を行なう事業所ごとに、様式第十二による届出書二通を、その事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。			
			鉱業権者名	(鉱業権者名)	捨石・鉱さい沈殿物集積場等再集積等届 放射線物質濃度等報告書	鉱山保安規則 鉱山保安法 第88条第2項 鉱山保安規則 鉱山保安法 第834条第2項			第二条 この法律において「鉱業権者」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。			施行規則第834条に様式29を使用する旨記載

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4
		深海底鉱業者名	様式上の表記 (深海底鉱業者名)	保安統括者職務範囲変更届	深海底鉱山保安規則 鉱山保安法 第26条第2項				根拠1 第二条 2 この法律において「深海底鉱業」とは、深海底(公海の海底及びその下(鉱物資源の探査又は採鉱に關し、いずれの国の管轄権の下にも置かれていない部分に限る。))のうち、深海底鉱物資源が存在し、又は存在する可能性がある区域であつて経済産業省令で定める区域の海底及びその下をいう。における探査及び採鉱の事業(これに附屬する選鉱、製錬その他の事業(以下「附屬事業」といふ)を含む。)をいう。	根拠2 第五条 前条第一項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 二 深海底鉱業を行う期間 三 探査又は採鉱を行う区域の位置 四 探査又は採鉱を行う区域の面積		
				施設廃止届	深海底鉱山保安規則 鉱山保安法 第68条第2項				根拠1 第二条 2 この法律において「深海底鉱業」とは、深海底(公海の海底及びその下(鉱物資源の探査又は採鉱に關し、いずれの国の管轄権の下にも置かれていない部分に限る。))のうち、深海底鉱物資源が存在し、又は存在する可能性がある区域であつて経済産業省令で定める区域の海底及びその下をいう。における探査及び採鉱の事業(これに附屬する選鉱、製錬その他の事業(以下「附屬事業」といふ)を含む。)をいう。	根拠2 第五条 前条第一項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 二 深海底鉱業を行う期間 三 探査又は採鉱を行う区域の位置 四 探査又は採鉱を行う区域の面積		
				施設再使用届	深海底鉱山保安規則 鉱山保安法 第68条第2項				根拠1 第二条 2 この法律において「深海底鉱業」とは、深海底(公海の海底及びその下(鉱物資源の探査又は採鉱に關し、いずれの国の管轄権の下にも置かれていない部分に限る。))のうち、深海底鉱物資源が存在し、又は存在する可能性がある区域であつて経済産業省令で定める区域の海底及びその下をいう。における探査及び採鉱の事業(これに附屬する選鉱、製錬その他の事業(以下「附屬事業」といふ)を含む。)をいう。	根拠2 第五条 前条第一項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 二 深海底鉱業を行う期間 三 探査又は採鉱を行う区域の位置 四 探査又は採鉱を行う区域の面積		
者		品質管理責任者	分析を行う品質管理責任者又は指定分析機関の名称	揮発油輸入届出書	揮発油等の品質の確保等に関する法律第17条の4第4項				施行規則 第十八条 3 法第十七条の四第四項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる用途に応じ、次のとおりとする。 一 第一項第一号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 分析を行った品質管理責任者又は指定分析機関の名称 ハ 法第十七条の四第一項の確認の結果 ニ 輸入数量 ホ 輸入価格 ヘ 積出港 ト 輸入地 チ 輸入年月日 二 第一項第二号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 精製又は加工する場所 ハ 精製又は加工する方法 ニ 輸入数量 ホ 輸入価格 ヘ 積出港 ト 輸入地 チ 輸入年月日 三 第一項第三号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 用途			

分類 1	分類 2	分類 3	様式上の表記	様式名	関係条文 1	関係条文 2	関係条文 3	関係条文 4	根拠 1	根拠 2	根拠 3	根拠 4
				灯油輸入届出書	揮発油等の品質の確保等に関する法律第 17 条の 10 第 2 項 (第 17 条の 4 第 4 項準用)				施行規則 第十八条 3 法第十七条の四第四項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる用途に応じ、次のとおりとする。 一 第一項第一号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 分析を行った品質管理責任者又は指定分析機関の名称 ハ 法第十七条の四第一項の確認の結果 ニ 輸入数量 ホ 輸入価格 ヘ 積出港 ト 輸入地 チ 輸入年月日 ニ 第一項第二号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 精製又は加工する場所 ハ 精製又は加工する方法 ニ 輸入数量 ホ 輸入価格 ヘ 積出港 ト 輸入地 チ 輸入年月日 三 第一項第三号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 用途			
		譲り渡した者	譲り渡した者	譲渡届出書	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 15 条第 2 項				第十五条 2 許可製造者又は承認輸入者は、その製造又は輸入に係る特定物質を許可使用者に譲り渡した場合には、遅滞なくその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	施行規則第 10 条に様式第 8 を使用する旨記載		